

診療報酬加算について

当院では下記の施設基準に適合している旨の届出をしています。

○ 明細書発行体制等加算

領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。

発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお伝えください。

○ 一般名処方管理加算

政府は医療費を抑えるためにジェネリック医薬品の利用を推し進めています。

ただ、先発品およびジェネリック医薬品共に供給が不安定な状況が続いております。

そのため、ジェネリック医薬品があるお薬については商品名ではなく一般名（有効成分の名称）での処方（処方箋）とさせていただきます、薬局で供給状況などを考慮して医薬商品名を決めていただくこととなります。

○ 医療 DX 推進体制整備加算

以下の医療 DX を通じて医療を提供できる体制に取り組んでいます。

- ・ 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を診察室等で閲覧または活用できる体制
- ・ マイナ保険証を利用できる体制
- ・ 電子処方箋の発行する体制
- ・ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制